

平成 18 年 12 月 22 日閣議決定

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) 統計調査の民間開放に向けた措置等	<p>統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。</p> <p>総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。</p> <p>総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。</p> <p>農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)、生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	総務省及び関係府省
(4) (独) 統計センター	<p>(独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。</p>	総務省